

小児医療費助成の所得制限を緩和

7月1日から、小児医療費助成事業の所得制限が平成18年度児童手当特例給付限度額に準じ、拡大します。(0歳児の所得制限はありません)

この制度改正により、新たに対象となる平成12年4月2日生まれから平成17年7月1日生まれの子どもを養育している方は、小児医療費助成事業医療証交付申請書の提出が必要です。手続きが済んでいない方は、至急、必要書類を添えて手続きをしてください。

小児医療費助成事業所得制限限度額

変更前			変更後
扶養親族等の数	所得制限限度額		
	国民年金加入者及び年金未加入者	厚生年金など加入者	所得制限限度額共通
0人	301万	460万	532万
1人	339万	498万	570万
2人	377万	536万	608万
3人	415万	574万	646万
4人	453万	612万	684万
5人	491万	650万	722万

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得ベース)は、上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

注2) 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

◎問い合わせ 子育て介護課 内線305

※所得制限等がありますので、審査後、助成対象となった場合は医療証を発行します。(左表参照)

【必要書類等】

- ① 対象児童の健康保険証
- ② 所得証明書(その年の1月1日に大磯町に住所がない方)
 - ・ 1月から6月生まれ
 - ↓前々年の所得証明書
 - ・ 7月から12月生まれ
 - ↓前年の所得証明書
- ③ 印かん

原子爆弾被爆者に見舞金を支給



町では、原子爆弾被爆者の方に、福祉の増進に寄与することを目的として、見舞金を支給します。

▼対象者

4月1日現在大磯町に住所を有し、被爆者健康手帳の交付を受けている方

▼支給方法

見舞金支給申請(申請書は総務課に用意)により支給します。

▼交付の申請

7月3日(月)～8月11日(金) 持参する物

被爆者健康手帳、認印、振込先が確認できるもの(郵便局不可)

▼見舞金の額

60,000円(年額)

◎問い合わせ 総務課 内線213

町職員募集

町では、住民に信頼される職員、知恵のある職員、行動力がある職員の育成を推進しています。

フレッシュなあなたの能力を行政サービスに発揮してください。

職種	人員	給与	応募資格 (詳細は受験案内に記載)
事務職員	若干名	町給与規定による	学校教育法で定める高等学校卒業(見込み)以上で、次の年齢要件を備える方 ▶高校卒 昭和55年4月2日～平成元年4月1日生まれ ▶短大卒 昭和53年4月2日～昭和62年4月1日生まれ ▶大学卒 昭和51年4月2日～昭和60年4月1日生まれ
消防職員	若干名	町給与規定による	学校教育法で定める高等学校卒業(見込み)以上で、昭和56年4月2日から平成元年4月1日までに出生し、心身ともに健康で、色彩識別能力その他消防職員としての職務を遂行するために、必要な能力があると認められる方

- ▶提出書類 ①採用試験申込書1通(写真1枚貼付)
 ②最終学校卒業(見込み)証明書1通
 ③成績証明書1通 ④採用試験通知書送付用封筒1通

- ▶申込み受付期間・方法 7月24日(月)～7月28日(金)
 申込み時面接を行いますので、直接本人が申込みをしてください。
- ▶試験内容
 一次試験：一般教養試験、作文
 二次試験：集団討論、適正(実技)試験(消防職員のみ)
 三次試験：集団面接
- ▶試験日程
 一次試験：9月17日(日)
 二次試験：10月12日(木)(一次試験合格者に通知)
 三次試験：10月20日(金)(二次試験合格者に通知)
- ▶試験会場 一次・二次・三次試験ともに町役場等町内公共施設を予定
- ▶一次試験結果発表 10月上旬(受験者に結果を通知)
- ▶採用予定 平成19年4月1日
- ▶採用試験申込書の請求・問い合わせ 総務課(本庁舎3階)
 内線210 〒255-8555 大磯町東小磯183

※申込書は直接受け取りに来られるほか、郵送で請求される場合は、返信用の80円切手を同封のうえ、上記住所までご請求ください。また、町ホームページからもダウンロードできます。なお、窓口での配布・ホームページ掲載は7月3日(月)からです。